

第3節 相談支援専門員の役割と実際

1 | 相談支援専門員の役割

2012（平成24）年4月からの相談支援体制の充実・変更に伴い、相談支援専門員の役割も変わってくる。相談支援事業者は、指定特定相談支援事業者、指定一般相談支援事業者、指定障害児相談支援事業者等の事業者となる。

指定一般相談支援事業者は都道府県知事の指定によるが、指定特定相談支援事業者と指定障害児相談支援事業者は市町村長の指定による。これらの相談支援事業者によって、相談支援専門員の役割は異なっており、それぞれ基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援を遂行することが求められている。指定一般相談支援事業者は、基本相談支援と地域相談支援のいずれも行うことになっている。また、指定特定相談支援事業者は、基本相談支援と計画相談支援のいずれも行うことになっている。

2 | 相談支援専門員の実際

相談支援は、基本相談支援、地域相談支援、計画相談支援の三つのタイプに分かれる（障害者自立支援法第5条第17項）。

基本相談支援は、地域の障害者等の福祉に関する種々の問題に対して、障害者等、障害児の保護者または障害者等の介護を行う者からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行い、併せて障害者等、障害児の保護者、介護を行う者等と市町村および指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整（サービス利用支援および継続サービス利用支援に関するものを除く）等を総合的に行う（法第5条第18項）。

地域相談支援は、地域移行支援および地域定着支援をいう。

地域移行支援では、障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、厚生労働省令で定める施設に入所している障害者または精神科病院に入院している精神障害者に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う（法第5条第19項）。

地域定着支援では、居宅において単身等で生活している障害者に対して、障害者と常

時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等の場合に相談等を行う（法第5条第20項）。

計画相談支援は、サービス利用支援と継続サービス利用支援を行う。

サービス利用支援では、介護給付費等の支給の申請や支給決定の変更の申請が必要な障害者等、また、地域相談支援給付費等の給付の申請や地域相談支援給付費等の給付決定の変更の申請が必要な障害者の心身の状況、そのおかれている環境、障害者等または障害児の保護者の障害福祉サービスの利用意向または地域相談支援の利用意向等を勘案して、利用する障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類および内容その他の厚生労働省令で定める事項を定めた「サービス等利用計画案」を作成する。さらに、介護給付費等の支給決定後や支給決定変更後に、また地域相談支援給付費等の給付決定後や地域相談支援給付費等の給付決定変更後に指定障害福祉サービス事業者等や指定一般相談支援事業者その他の関係者との連絡調整等を行い、支給決定等に係る障害福祉サービスまたは地域相談支援の種類および内容、これを担当する者等を記載した「サービス等利用計画」を作成する（法第5条第21項）。

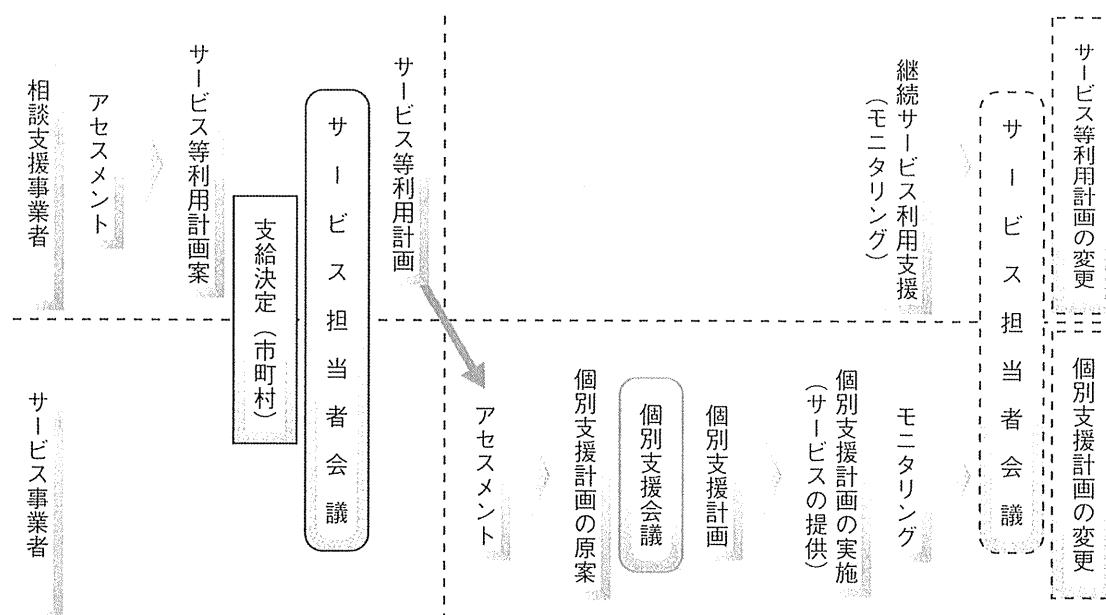
継続サービス利用支援では、介護給付費等の支給決定を受けた障害者または障害児の保護者や地域相談支援給付費の給付決定を受けた障害者が、支給決定の有効期間内において、継続して障害福祉サービスまたは地域相談支援を適切に利用できるようにサービス等利用計画が適切であるかどうかを、厚生労働省令で定める期間ごとに利用状況を検証し、その結果および障害者等の心身の状況、そのおかれている環境、障害福祉サービスまたは地域相談支援の利用に関する意向等を勘案し、サービス等利用計画の見直しを行う。その見直しの結果に基づき、①サービス等利用計画を変更するとともに、関係者との連絡調整等を行う、②新たな介護給付費等の支給決定や地域相談支援給付決定、または介護給付費等の支給決定の変更の決定や地域相談支援給付決定の変更の決定が必要であると認められる場合、障害者または障害児の保護者に対して、支給決定等に係る申請を勧めることを行う（法第5条第22項）。

■ 相談支援のプロセス

相談支援専門員は、ケアマネジメントの手法を用いて、相談支援を行う場合がある。ここでの相談支援のプロセスは、ケアマネジメントのプロセスでもあり、インテークから始めて、アセスメント、サービス等利用計画の作成、サービス等利用計画の実行、モニタリング、終結の一連のプロセスを経る（第8巻第2章参照）。

インテークでは利用者や家族の主訴を明らかにし、アセスメントを行うための家庭訪問を約束する。アセスメントでは、家庭を訪問して利用者のニーズを明らかにし、利用

図6-3 指定特定相談支援事業者（計画作成担当）と障害福祉サービス事業者の関係



資料：厚生労働省

者の課題分析を行う。その次に、利用者のニーズ・アセスメントによって明らかになつた課題を解決するための援助の順序や優先度を検討し、簡素なケアプラン（サービス等利用計画案）を作成する。簡素なケアプランが作成されたら、サービス提供者等を招集し、サービス担当者会議を開催してケアプランを具体化するとともに、利用者の望んでいる生活等を共有する。そして、具体化されたケアプランに沿ってサービスを提供する。サービス提供中に、モニタリングを行い、新たなニーズが発生していないか、あるいは利用者がサービスに満足しているか等を点検する。もし、新たなニーズが発生していれば、再びアセスメントに戻る。利用者がケアマネジメントを必要としなくなったとき、病院に入院したとき等は終結に向かう。

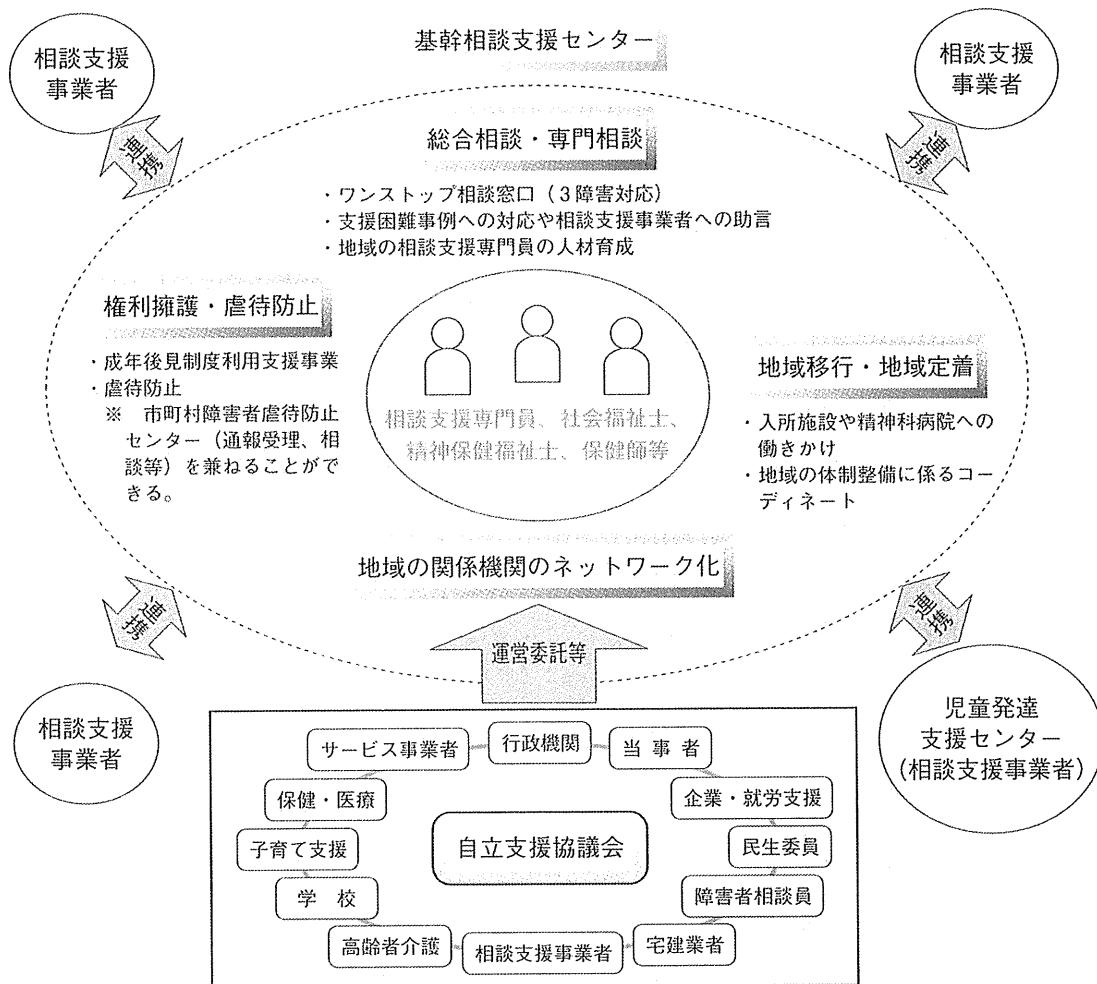
■ 計画相談支援の対象者

2012（平成24）年4月から相談支援体制が変わることになる。そこでは、サービス利用計画作成費の支給対象者は、大幅に拡大される。まず、相談支援の法律上の規定が改正されることにより、従来のサービス利用計画作成費の支給対象者が「計画相談支援対象障害者等」となる。計画相談支援の対象者は、障害福祉サービスまたは地域相談支援を利用するすべての障害者または障害児となる。この対象の拡大に当たっては、相談支援の提供体制の整備が必要であることから、2012（平成24）年4月以降3年間で段階的に拡大することになっている。この場合、新規利用者、現行のサービス利用計画作成費の支給対象者、施設入所者、その他市町村が必要と認める者を優先的に拡大していく。

また、支給決定のプロセスが見直されることから、相談支援が一層重要になってくる。つまり、サービス利用支援や障害児支援利用援助として、支給決定前または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案を作成する。これは、支給決定の勘案事項となり、市町村の支給決定に大きな影響を与える。その後、支給決定後または支給決定の変更の決定後にサービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画・障害児支援利用計画を作成する。

さらに、継続サービス利用支援や継続障害児支援利用援助として、支給決定後には、厚生労働省令で定める期間ごとに、モニタリングとしてサービス等の利用状況を検証し、計画の見直しを行い、このモニタリングの結果に基づきサービス事業者等との連絡調整

図6-4 基幹相談支援センターの役割



- 基幹相談支援センターは、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務（身体障害・知的障害・精神障害）及び成年後見制度利用支援事業を実施し、地域の実情に応じて以下の業務を行う。
- 現在の相談支援事業に係る交付税措置に加え、地域生活支援事業費補助金による以下の補助や社会福祉施設整備費補助金による施設整備費への補助を概算要求。
 - ①専門職の配置 ②地域の体制整備のコーディネーターの配置（地域移行のための安心生活支援事業の活用）

資料：厚生労働省

や新たな支給決定等または支給決定等の変更の申請の勧奨を行う。

■ 相談支援専門員の地域活動

相談支援専門員は、障害者個々人の地域生活を支援するため、地域における連携を推進する役割も担っている。特に、図6-4に示すように自立支援協議会とのかかわりが重要になってくる。自立支援協議会は、相談支援事業をはじめとする地域のシステムづくりの協議の場であり、福祉サービス利用にかかる相談支援事業の中立・公平性の確保、困難事例への対応のあり方に関する協議・調整、地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議、障害福祉計画の作成・具体化に向けた協議等を行う。

相談支援専門員は、困難事例の提供や、社会資源の開発等地域の関係者と連携を図りながら、専門職としての業務を行う必要がある。

厚生労働科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
障害者の相談支援にかかる人材養成に関する研究

平成23年度 総括研究報告書

発行日：2012年3月

発行者：研究代表者 野中 猛

事務局 寺澤 法弘

印刷所：株式会社一誠社

